

JR東海は犯罪を悔い改め 一切の組織介入をやめろ！

会社は以下のことを
直ちに履行せよ！

①会社はJR東海労新幹線
地本東京第一運輸所分会及
び東京第二運輸所分会の組
合員に対し、会社からの脱
退勧奨を行うことにより、
同組合の運営に支配介入し
てはならない。

②会社は、速やかに会社の
本社正面玄関、新幹線鉄道
事業本部、東京第一運輸所
及び東京第二運輸所の従業

員の見やすい場所に、縦50センチメートル、横80センチメートルの白紙に、下記の内容を楷書で明瞭に墨書した文書を10日間掲示しなければならない。

当会社新幹線鉄道事業本部東京運転所の科長が、ジェイアール東海労働組合の組合員に対し、平成3年8月19日に組合員に対する会社の働き掛けを容認するよう求め、同月22日に組合からの脱退を勧奨したことは、中央労働委員会よって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないようにします。

